

項 目	レンタル、リース事業に用いられる電気用品について
1 内容	電気用品をレンタル、リースする事業を行う場合、当該電気用品にPSEマークの表示は必要でしょうか。
2 回答	レンタル業者に賃料を支払い、レンタル業者が有する電気用品を使用させるレンタル事業又は利用者が希望する電気用品をリース業者が購入した上で利用者に貸し付けるリース事業（所有権の移転を伴わないものに限る。）は、いずれも民法601条の規定に基づく賃貸借契約の一種です。 すなわち、これらの事業者は、消費者に電気用品を販売していないので、当該電気用品の製造／輸入事業者によるPSEマークを表示する必要はありません。 しかし、その場合にあっても、当該電気用品の製造／輸入事業者には、電気用品による火災、感電等の防止及び障害の発生を防止するため、電気用品安全法8条1項の規定により、技術基準適合性の確認の義務が課せられています。 なお、レンタル/リース（所有権の移転を伴わないものに限る。）の事業に用いる電気用品を自ら製造/輸入せず、国内で調達される場合、当該電気用品の表面にPSEマークが表示されていることを確認してください。 （理由） 電気用品安全法では、同法27条1項において、「電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、10条1項の表示が付されているものでなければ、電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない」とされています。 電気用品をレンタル/リースをする場合、当該電気用品の財産権は移転せず、当該事業者は、対象物品の賃貸に見合う相当の対価を得ているので、この行為は「販売」に該当しません。したがって、法10条1項の表示、すなわち、PSEマークの表示は不要となります。 なお、電気用品をレンタル/リースするために国内で調達される場合、そこで有償取引が行われますので、調達元は、当該電気用品にPSEマークを表示しなければなりません。